

京都市告示第639号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者とし、物品売払代金及び公の施設の使用料の徴収に係る収納事務を委託します。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

2 委託をする事務の内容

町家型共同住宅設計ガイドブックの販売に係る公金収納事務

京都市景観・まちづくりセンターの施設の使用料の徴収に係る公金収納事務

3 委託する期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(都市計画局まち再生・創造推進室)